

令和3年3月亀山市議会定例会提出議案 条例制定・改廃の背景及び趣旨

	頁
議案第8号	亀山市固定資産評価審査委員会条例の一部を 改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
議案第9号	亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一 部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
議案第10号	亀山市職員給与条例の一部を改正する条例・・・・ 4
議案第11号	亀山市手数料条例の一部を改正する条例・・・・ 5
議案第12号	亀山市基金条例の一部を改正する条例・・・・ 7
議案第13号	亀山市国民健康保険条例の一部を改正する条 例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
議案第14号	亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する 条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
議案第15号	亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条 例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・ 12

件名	亀山市固定資産評価審査委員会 条例の一部を改正する条例	総合政策部 税務課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号。以下「政令」といいます。）が改正され、審査請求書への押印を要しないものとされました。</p> <p>固定資産評価審査委員会への審査の申出の手続については、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により、「政令で定めるところにより、審査請求書を提出してしなければならない。」とする行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定を準用することとされていることから、所要の改正を行うものです。</p> <p>また、口頭審理における口述書の提出者等に義務付けている署名押印についても取扱いの見直しを行うことから、併せて所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 審査申出書には、審査申出人が押印しなければならないとする規定を削除します。 <第5条関係></p> <p>(2) 口頭審理における口述書に当該口述書の提出者が署名押印しなければならないとする規定並びに審査申出人の口頭による意見陳述、口頭審理、実地調査又は議事についての調書に、意見を聴いた委員、審理若しくは調査を行った委員又は議事に関与した委員及び調書を作成した書記が署名押印しなければならないとする規定を削除することとします。</p> <p style="text-align: right;"><第8条から第11条まで関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、公布の日とします。</p>		

件名	亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例	総合政策部 総務課
----	------------------------------	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

平成29年4月1日から令和3年2月5日までの間に支給する市長及び副市長の給料及び期末手当の額については、本条例第2条第1項に規定する給料の額からその額（期末手当の基礎となる給料の額を含みます。）に100分の5を乗じて得た額を減じた額としています。

また、同期間に支給する市長及び副市長の退職手当の額については、本条例第4条第3項に基づき計算した額から、その額に100分の20を乗じて得た額を減じた額としています。

現下の厳しい経済情勢等を総合的に勘案し、市長については、令和3年4月1日から令和7年2月5日までの間に支給する給料、期末手当及び退職手当の額を引き続き減額するため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

- (1) 令和3年4月1日から令和7年2月5日までの間に支給する市長の給料の額は、本条例第2条第1項に規定する給料の額からその額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とします。 <附則第14項関係>

	減額前	減額後
市長の給料月額	995,000円	945,250円

- (2) 令和3年4月1日から令和7年2月5日までの間に支給する市長の期末手当の基礎となる給料の額は、本条例第2条第1項に規定する給料の額からその額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とします。

<附則第15項関係>

- (3) 令和3年4月1日から令和7年2月5日までの間に支給する市長の退職手当の額は、本条例第4条第3項の規定により計算した額からその額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とします。

<附則第16項関係>

3 その他

(1) 施行日は、令和3年4月1日とします。

(2) 教育長の期末手当及び退職手当の支給については、亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例（平成28年亀山市条例第3号）第4条及び第5条において市長及び副市長の例によると規定していることから、附則において、同条例を改正し、令和3年4月1日から令和7年2月5日までの間については、副市長の例によるとする特例措置を設けます。

(3) 病院事業管理者の期末手当及び退職手当の支給については、亀山市病院事業管理者の給与に関する条例（平成28年亀山市条例第4号）第4条及び第5条において市長及び副市長の例によると規定していることから、附則において、同条例を改正し、令和3年4月1日から令和7年2月5日までの間については、副市長の例によるとする特例措置を設けます。

件名	亀山市職員給与条例の一部を改正する条例	総合政策部 総務課
----	---------------------	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）が廃止されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

本条例で引用している新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令が廃止されたことから、本条例における新型コロナウイルス感染症の定義を次のように改めます。 <附則第11項関係>

改正前	新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
改正後	病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。

※ 改正後の新型コロナウイルス感染症の定義は、廃止前の新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令において規定されていたものと同様に定義しています。

3 その他

施行日は、公布の日とします。

件名	亀山市手数料条例の一部を改正する条例	産業建設部 都市整備課
----	--------------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」といいます。）の一部が改正され、現在、非住宅部分の床面積の合計が2,000㎡以上の建築物を対象としている建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「適合性判定」といいます。）について、令和3年4月1日から非住宅部分の床面積の合計が300㎡以上の建築物を対象とするものに見直されます。

これにより、市が所管する規模の建築物についても、新たに適合性判定の対象となることから、所要の改正を行います。

また、低炭素建築物新築等計画認定等の審査業務等に係る所要時間は、適合性判定と同等として差し支えないことが国から通知されたことから、併せて所要の改正を行います。

※ 市（限定特定行政庁）が所管する規模の建築物とは、次の条件を満たすものになります。

- ア 不特定多数が利用する特殊建築物（物品販売店やホテル等）で、床面積200㎡以下
- イ 木造で、①2階以下 かつ ②床面積500㎡以下 かつ ③高さ13m以下かつ軒高9m以下
- ウ 木造以外で、①平屋 かつ ②床面積200㎡以下

2 改正内容

適合性判定の対象となる建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能適合性変更判定手数料及び建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る軽微な変更該当する旨の証明書交付申請手数料を定めます。

また、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料、低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料及び建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料について、共同住宅等の共用部分及び非住宅建築物の床面積の区分に「床面積が300㎡を超え1,000㎡以内のもの」を追加し、適合性判定に係る手数料と同等の手数料を定めるとともに、非住宅建築物の場合で、一定の方法以外の評価方法により評価されたもので

ある場合の手数料を適合性判定に係る手数料と同等の金額に改定します。

＜別表第5及び別表第6関係＞

＜建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の金額（別表第6の2の表）＞

建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の床面積の区分	一件当たりの手数料の金額			
	建築物エネルギー消費性能向上計画に法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合	その他の場合		
		建築物の非住宅部分の用途が工場等（工場その他市長が別に定める用途をいう。以下この表において同じ。）である場合	建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合	
300㎡以内	10,000円	21,000円	98,000円	256,000円
300㎡超 1,000㎡以内	18,000円	29,000円	124,000円	321,000円
1,000㎡超 2,000㎡以内	28,000円	42,000円	164,000円	415,000円
2,000㎡超 5,000㎡以内	86,000円	107,000円	266,000円	592,000円
5,000㎡超 10,000㎡以内	137,000円	161,000円	348,000円	730,000円
10,000㎡超 25,000㎡以内	173,000円	200,000円	418,000円	862,000円
25,000㎡超	217,000円	249,000円	490,000円	984,000円

※ 建築物エネルギー消費性能適合性変更判定手数料については建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の概ね55%（床面積等の区分に応じ、約50%から約59%までの差があります。）の金額、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る軽微な変更該当する旨の証明書交付申請手数料については建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の概ね28%（床面積等の区分に応じ、約24%から約29%までの差があります。）の金額となります。

※ 本改正により改定する低炭素建築物新築等計画認定申請手数料、低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料及び建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料の金額は、新設するこれらの適合性判定に係る手数料と同等の金額となります。

3 その他

施行日は、令和3年4月1日とします。

件名	亀山市基金条例の一部を改正する条例	生活文化部 まちづくり協働課 文化スポーツ課 地域観光課
----	-------------------	---------------------------------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

市民まちづくり基金及び関宿にぎわいづくり基金は、合併特例債を活用して設置したものであり、市民まちづくり基金については市民参画・協働及び地域づくりに寄与する活動の支援に要する資金として、関宿にぎわいづくり基金については関宿及びその周辺地域のにぎわいづくりに寄与する活動の支援に要する資金として、それぞれ活用しています。

これらの基金については、平成30年度末をもって当該基金に係る合併特例債の元利償還を完了したことから、これまでの活動を支援する事業に加えて、施設等を整備する事業にもこれらの基金を活用することができるようになりました。

このことから、市民まちづくり基金については地域まちづくり協議会の活動拠点施設などの施設の整備に要する資金に、関宿にぎわいづくり基金については新市まちづくり計画に位置付けられる「関宿賑わいゾーン・周辺整備事業」を推進するための施設等の整備に要する資金に、それぞれ充てることのできるよう、所要の改正を行うものです。

また、伝統的建造物群保存基金は、既に積み立てた基金の全額を取り崩していることから、関宿における伝統的建造物の保存及び活用に資する事業については関宿にぎわいづくり基金を活用することができるよう見直した上で廃止するため、併せて所要の改正を行うものです。

2 改正内容

市が設置する積立基金について、市民まちづくり基金及び関宿にぎわいづくり基金の設置目的を次のように改め、伝統的建造物群保存基金を廃止します。 <第3条関係>

(1) 市民まちづくり基金

改正前	市民参画・協働及び地域づくりに寄与する活動の支援に要する資金に充てるため
改正後	市民参画・協働及び地域づくりに寄与する活動の支援 <u>及び施設</u> の整備に要する資金に充てるため

(2) 関宿にぎわいづくり基金

改正前	関宿及びその周辺地域のにぎわいづくりに寄与する活動の支援に要する資金に充てるため
改正後	関宿における伝統的建造物の保存及び活用に資する事業並びに関宿及びその周辺地域のにぎわいづくりに寄与する活動の支援及び施設等の整備に要する資金に充てるため

3 その他

施行日は、公布の日とします。

件名	亀山市国民健康保険条例の一部を改正する条例	生活文化部 市民課
----	-----------------------	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）が改正され、本条例で引用している条項が削除されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

本条例で引用している新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2が削除されたことから、本条例における新型コロナウイルス感染症の定義を次のように改めます。 <第5条の2関係>

改正前	新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症
改正後	病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症

※ 改正後の新型コロナウイルス感染症の定義は、改正前の新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項において定義されていたものと同様に定義しています。

3 その他

施行日は、公布の日とします。

件名	亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	生活文化部 市民課
----	------------------------	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「政令」といいます。）の一部が改正され、国民健康保険税の基礎課税額等の課税限度額の引上げ及び令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しに伴う国民健康保険税の軽減判定基準の見直しが行われたことから、所要の改正を行うものです。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）が改正され、本条例で引用している条項が削除されたことに伴い、併せて所要の改正を行うものです。

2 改正内容

（1）国民健康保険税の課税限度額及び減額の対象となる所得の基準について、次のように改めます。 <第2条、第26条、第26条の2及び附則第6項関係>

ア 国民健康保険税の基礎課税額（医療分）及び介護納付金課税額（介護分）の課税限度額を政令で定める課税限度額に改正します。

	改正前	改正後
基礎課税額（医療分）	61万円	63万円
介護納付金課税額（介護分）	16万円	17万円

※ 国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額（後期分）の課税限度額（19万円）については改正を行いません。そのため、今回の改正により、国民健康保険税の課税限度額（基礎課税額の課税限度額＋後期高齢者支援金等課税額の課税限度額＋介護納付金課税額の課税限度額）は、現行の96万円から99万円になります。

イ 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、軽減判定所得の算定において基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えます。

軽減判定所得の計算式	
改正前	7割：基礎控除（ <u>33万円</u> ）
	5割：基礎控除（ <u>33万円</u> ）＋28万5千円×被保険者数
	2割：基礎控除（ <u>33万円</u> ）＋52万円×被保険者数
改正後	7割：基礎控除（ <u>43万円</u> ） ＋10万円×（給与所得者等の数－1）
	5割：基礎控除（ <u>43万円</u> ）＋28万5千円×被保険者数 ＋10万円×（給与所得者等の数－1）
	2割：基礎控除（ <u>43万円</u> ）＋52万円×被保険者数 ＋10万円×（給与所得者等の数－1）

※ 令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直し（基礎控除を10万円引き上げる代わりに給与所得控除や公的年金控除を10万円引き下げたもの）に伴い、給与所得者と公的年金等の支給を受ける者が2人以上いる世帯では、当該見直し後において国民健康保険税の軽減措置に該当しにくくなることから、不利益が生じないよう軽減判定基準を改正します。

(2) 本条例で引用している新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2が削除されたことから、本条例における新型コロナウイルス感染症の定義を次のように改めます。 <附則第20項関係>

改正前	新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症
改正後	病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症

※ 改正後の新型コロナウイルス感染症の定義は、改正前の新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項において定義されていたものと同様に定義しています。

3 その他

施行日は、令和3年4月1日とし、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することとします。ただし、本条例における新型コロナウイルス感染症の定義を改める規定の施行日は、公布の日とします。

件名	亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例	産業建設部 土木課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>道路構造令（昭和45年政令第320号）が改正され、本条例で引用している条項が繰り下げられたことに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>本条例で引用している道路構造令第41条が、第42条に繰り下げられたことに伴う規定の整理を行います。</p> <p style="text-align: center;">＜第5条、第9条、第42条及び第43条関係＞</p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、公布の日とします。</p>		